

平成31年3月19日

『タクシー運賃の改定について』

京都タクシー株式会社

新京都タクシー株式会社（ヒラノタクシー）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、京都タクシーグループ（京都タクシー、ヒラノタクシー）では、平成31年10月1日より、下記の通り運賃改定をさせていただきたく、関係当局へ認可申請中です。運賃改定の概要は下記のとおりです。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運賃改定実施予定日

平成31年10月1日

2. 運賃改定をおこなう営業地域

亀岡市・南丹市・京丹波町・京都市の一部（京北町）

3. 運賃改定の内容

①小型車と中型車を普通車として統合

②改定内容

現行（改正前）	改正後
小型車 初乗り 1.5km 620円 加算運賃 309m 80円	普通車 初乗り 1.3km 560円 加算運賃 222m 80円
中型車 初乗り 1.5km 640円 加算運賃 253m 80円	

・タクシー乗車運賃の例

1. 亀岡駅～亀岡市役所

改正前 小型車 約620円 中型車 約640円

改正後 普通車 約560円

2. 亀岡駅～亀岡運動公園

改正前 小型車 約1,180円 中型車 約1,280円

改正後 普通車 約1,360円

3. 亀岡駅～湯の花温泉付近

改正前 小型車 約2,220円 中型車 約2,560円

改正後 普通車 約2,800円

※認可申請時の運賃。認可審査において運賃額や加算運賃額に変更がある場合があります。

4. 運賃改定の理由

弊社の営業地域である亀岡市、南丹市、京丹波町では、22年間にわたり現在の運賃水準を維持してまいりましたが、燃料の高騰やタイヤ等の諸資材の高騰に加え、乗務員の高齢化、働き方改革等も相まって、乗務員不足が深刻化しており、配車のご注文にお応えできない場合があるなど、お客様にご迷惑をおかけしております。

この度の運賃改定は、乗務員の労働待遇の改善を図り、優秀な人材の定着化を目指すとともに、既に配置しておりますユニバーサルデザイン車（ジャパントクシー）の増車、安全性能の高い車両の導入といった安全対策の強化、電子マネーやアプリ決済等のキャッシュレス決済への対応を図るための原資確保と配車業務の改善のため、運賃を改定させていただきたいと考えております。

また、現行の中型車1.5km640円を1.3km560円として『ちょい乗り』と呼ばれる近距離利用を促進したいと考えております。

5. その他

・キャッシュレス決済機の導入について

多様な電子マネーやコード決済等のキャッシュレス決済に対応するべく、決済機の入替を実施するために、一時的にクレジットカードの使用を2月末を持って中止しました。ポイントカードと自社プリペイドカードの使用を6月末をもって中止します。ポイントカードや自社プリペイドカードの今後の使用や残高の取扱いに関しましては、決定次第にHP、車内広告等でお知らせいたします。